

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、持株会社体制によりグループ経営機能と事業執行機能を明確に分離し、グループ事業に対する統制・モニタリング機能を強化することを通じて、健全で透明性の高い経営風土を醸成し、継続的な企業価値の向上を目指すものであります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,251,300	15.35
株式会社ビレッジセブン	3,343,800	12.07
七村 守	3,190,100	11.52
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,183,900	7.88
ヤフー株式会社	1,400,000	5.05
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	1,111,800	4.01
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	804,132	2.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	505,600	1.83
MSCO CUSTOMER SECURITIES	481,500	1.74
清水 洋	440,000	1.59

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	9月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情更新

——

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
木村 達也	学者													
岡島 悦子	他の会社の出身者								○					

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木村 達也	○	—	企業経営分野における造詣が深く、幅広い知識と高い見識に基づき、当社グループの経営全般に関し有用な助言をいただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。 また、社外取締役であることに加え、取引所が定める独立性基準のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
岡島 悦子	○	岡島悦子氏が代表取締役である(株)プロノバと当社子会社の(株)セプテーニは女性幹部育成支援に関する業務委託契約を締結しておりますが、その報酬額は多額なものではなく、当社の意思決定に影響を与えるものではありません。	会社経営の豊富な経験・知識と幅広い見識を有していることから、独立した客観的な立場で、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、選任いたしております。 また、社外取締役であることに加え、取引所が定める独立性基準のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役員数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役監査の実施にあたっては、内部監査担当部門である内部監査室及び監査法人より監査計画及び監査結果等の報告を受けるとともに、重要事項については随時確認を行う等、連携して監査の効率性・有効性を高めるよう努めております。
また、内部監査室は、必要に応じて、監査役会および監査法人と情報交換および意見交換を行い、監査機能の実効性や効率性を高めるため連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
柳 克久	他の会社の出身者														
廣渡 嘉秀	公認会計士										○				
古島 守	弁護士														

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
柳 克久		—	当社社外監査役として10年以上の実績があり、事業内容に精通している一方、長きにわたって金融機関に在籍しており、財務および会計に関する知見を有していることから、経営陣とは独立した中立的な立場から監視・助言を頂けるものと判断し選任しております。
廣渡 嘉秀		廣渡嘉秀氏が代表取締役を務める株式会社AGSコンサルティングと当社は会計に関するコンサルティング業務の委託、また統括代表社員を務めるAGS税理士法人と当社は税理士業務に関する業務委託契約を締結しておりますが、その報酬額は多額なものではなく、当社の意思決定に影響を与えるものではありません。	公認会計士として高い専門知識と経験を有していることから、経営陣とは独立した中立的な立場から監視・助言を頂けるものと判断し選任しております。
古島 守		—	弁護士及び公認会計士として豊富な経験があり、企業法務及び監査に関する幅広い見識を有していることから、経営陣とは独立した

中立的な立場から監視・助言を頂けると判断し選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 **更新** 2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の企業価値を持続的に向上させるためには、株主と経営者の利害を共有化するストックオプション制度の導入は有効であると考えております。
なお、当社では、2003年12月に株式報酬型ストックオプション(現在は役員報酬型ストックオプション)を導入するとともに、年功的要素の強い役員退職慰労金制度を廃止しております。

ストックオプションの付与対象者 社内取締役、社外監査役、子会社の取締役、その他

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績向上及び企業価値の増大に対する意欲や士気を高めることを目的として、上記対象者にストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

2015年9月期に取締役を支払った報酬 260,710千円(ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当期中の費用計上額を含む)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

現在、社外役員の職務を補助する専任の使用人はおりませんが、社外役員からの要請があれば、取締役会との協議の上決定するものといたします。また、当該補助人は社外役員の指揮命令権に服するものとし、その独立性を確保いたします。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

持株会社体制を採用している当社グループは、業務執行における権限と責任を大幅に事業会社である子会社に委譲しておりますが、グループの経営方針及び経営戦略に関する事項、グループの重要な買収・合併等に関する事項等、グループ全体に影響する一定の経営上の重要事項については、当社取締役会の事前協議・承認を要することとしています。

取締役会は、社外取締役2名を含む8名の取締役から構成されております。取締役会は、毎月の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、十分な議論を尽くして経営上の意思決定を行なっております。各取締役は、職務分掌に基づき権限の集中を排除するとともに、相互に監視・牽制する体制をとりながら、業務執行を行っております。

監査役会は、社外監査役3名を含む4名で構成し、監査役会で定めた方針等に基づき、取締役会および各種の重要な会議に出席する等、取締役の職務執行の監査をおこなっております。

会計監査については、会社法及び金融商品取引法に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。定期的な監査のほか、会計上の課題については随時確認を行い会計処理の適正性確保に努めております。なお、監査業務を執行した指定有限責任社員は、岡本和巳氏、石井広幸氏の2名であり、監査業務に係る補助者は、公認会計士15名、その他15名であります。

内部監査については、代表取締役社長直属の内部監査室において、監査役会との連携をとりながら計画的に内部監査を実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社としては、現在の当社の規模、事業上のリスクの度合い、社外監査役の機能状況、各取締役の職務分掌等の状況に照らして、経営監視機能は十分機能しているとの認識を持っているため、現在の体制を選択しております。

/// 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、毎年12月20日前後に定時株主総会を開催しております。
その他	直近の第25回定時株主総会の日程 ・招集通知発送日: 2015年12月1日 ・株主総会開催日: 2015年12月18日

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期に一度決算説明会を開催し、代表者自身が決算の内容や今後の事業展開等について説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信をはじめとする適時開示資料や決算説明会資料、株主向け報告書等をタイムリーに当社ホームページ内のIR ページに掲載しております。また、決算説明会の模様を収録した動画の配信も行っております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部 IR課にてIR業務を担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

イ 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 取締役は、法令、社会倫理の遵守を、全ての行動基準、意思決定基準に当然に優先するものであり、その上で、法令、定款、社会倫理の遵守を率先して実践・啓蒙し、適正な職務執行を行うことを確認しております。
- b. 当社及び当社子会社から成るセプテーニグループ全体のコンプライアンス及びリスク管理に関する状況及び対応についてはリスク管理委員会にて検討し、その結果等については定期的に取締役会へ報告を行っております。

ロ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 取締役は、法令、定款、社内規程に基づき職務の執行に係る文書等を適切に管理、保存します。当該文書等には、株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書のみならず、取締役が参加する重要な会議に関する議事の経過の記録も含まれます。
- b. 情報の保存、管理を電磁的記録によって行う場合には、情報システム担当者と協議の上、ハッカー等電子情報に与える脅威に関する最新の情報の収集に努め、可能な限り最新の保存、管理体制を構築します。

ハ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社は、セプテーニグループの事業経営に影響を与える全てのリスクを発見・特定し、かつ経営レベルで把握するとともに、商品・サービスの品質と安全性の確保を優先に、顧客、取引先、株主・投資家、地域社会等の各利害関係者、役員及び使用人の利益阻害要因の除去・軽減に誠実に努めます。
- b. リスク管理については、通常時においては事業分野毎にリスク分析と対策を検討し、責任者がリスク管理委員会に報告します。重要な事項に関しては、リスク管理委員会にて統括します。また、緊急時においては、社長を本部長とする危機管理対策本部が統括します。
- c. セプテーニグループ全体に係るリスクやM&Aのような戦略的意思決定に関するリスクの評価・対応については、取締役会の専決事項とします。

ニ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、職務分掌に基づき各取締役に必要な権限を付与し、職務の執行の効率性を確保する体制を整備するとともに、子会社が重要な意思決定を行う場合には、子会社からの事前協議に基づき、グループ会社間の事業活動や設備投資の重複を避け、効率的な資源配分となるよう当社取締役会が主体的に調整を行います。

ホ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 使用人のコンプライアンスを実効的なものにするため、定期的、継続的なコンプライアンス研修を実施するとともに、使用人からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する通報又は相談に適正に対応するセプテーニグループ企業倫理ホットライン事務局を設置します。
- b. 使用人からの通報又は相談による調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、取締役は速やかに是正措置及び再発防止措置を講じ、セプテーニグループに対して周知徹底させます。

ヘ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. 当社は、セプテーニグループの事業運営に関し、法令、社会倫理の遵守、リスク管理、取締役の職務執行の効率性の確保、並びに、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための共通の規範、規程を整備しております。また、当社は、子会社の事業経営については、自主的運営を原則としつつ、子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告体制として、決算状況については、グループ全体の月次会議に報告するとともに、重要な意思決定を行う際には、当社に対して事前協議を行うものとします。
- b. 当社の内部監査室は、定期的に当社及び子会社の内部監査を実施し、改善が必要とされる場合には社長の承認を経て勧告書を提示し、その後の改善状況の確認を行うことにより、セプテーニグループ全体の業務の適正性の確保に関する状況を監視します。

ト 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性、及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性確保に関する事項

- a. 監査役の職務を補助すべき使用人については、監査役の依頼により、取締役との協議により決定し、常勤監査役の指揮命令権に服するとともに、監査役の職務を補助すべき使用人は、他の業務及び役職を兼務しません。
- b. 監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動に関する決定については、常勤監査役の事前の同意を必要とし、監査役の職務を補助すべき使用人の給与決定等の人事評価については、他の使用人とは、分離して常勤監査役が行います。

チ 当社及び子会社の取締役及び使用人が当社監査役に報告をするための体制、当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制、監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項、その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査役は当社及び子会社の取締役会の他、経営会議等の当社及び子会社の重要な会議に出席し、必要に応じて当社及び子会社の取締役及び使用人から説明を求めることができるとともに、監査役が業務に関する報告を求めた場合、稟議書、会計帳簿等の文書の閲覧を求めた場合には、当社及び子会社の取締役又は使用人は、迅速かつ適切に対応します。
- b. 当社及び子会社の取締役及び使用人並びにこれらの者から報告を受けた者は、セプテーニグループの事業経営及び財務状況に重大な影響を及ぼすおそれがある事項を覚知した場合には、速やかに当社監査役会へ報告します。
- c. 内部監査室の実施した内部監査報告は、全て監査役会に報告します。
- d. 当社及び子会社において、監査役又は監査役会に上記a乃至cの報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な扱いを受けることがないよう対応します。
- e. 監査役の職務執行に必要な費用は、当社が負担します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たないものとしております。
万が一、反社会的勢力からの接触を受けた場合は、適宜、警察や弁護士等の外部機関と連携して組織的に対応いたします。

√その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 更新	なし
---	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は下記のとおりです。

(1) 情報取扱責任者および担当部署

当社における適時開示の情報取扱責任者は、取締役経営企画部部長であります。開示情報の収集、開示文書の作成および開示手続きについては、経営企画部 IR課及び経理部が実施しています。

(2) 各情報の把握体制

a. 決定事実

当社の決定事実に関する重要な業務執行につきましては、月1回開催される定時取締役会のほか、必要に応じて開催される臨時取締役会において決定され、情報取扱責任者が常に把握しております。また、グループ企業の決定事実に関する情報については、各社代表者がすみやかに情報取扱責任者(場合によっては経営企画部 IR課及び経理部)に報告することになっております。

b. 発生事実

発生事実に関する情報につきましては、当該事実の発生会社の代表者または発生部門(当社内)の部門長を管理責任者とし、重要事実が発生した場合にはすみやかに情報取扱責任者(場合によっては経営企画部 IR課及び経理部)に報告することになっております。

また、情報取扱責任者は、定期的実施される各社代表者との会議・報告会を通じて、発生事実に関する情報の収集に努めています。

c. 決算情報

決算情報については、経理部が主管となり、連結・個別ベースの月次決算を実施した上で取締役会へ報告し、承認を得ております。

(3) 適時開示の必要性の判断

情報取扱責任者(場合によっては経営企画部 IR課及び経理部)を通じて収集された重要な決定事実、発生事実及び決算情報については、取締役会への付議・報告、または代表取締役社長への報告を経て、経営企画部 IR課により金融商品取引法等の関係諸法令及び東京証券取引所に定める適時開示規則に基づき開示の必要性を判断し、その内容・時期を決定しております。また、必要に応じて、監査法人、弁護士等の外部専門家のアドバイスを受け、客観性、適法性、妥当性の確保に努めております。

(4) 東京証券取引所への適時開示手続

上記の手続後、最終的には、情報取扱責任者の確認を経て、東京証券取引所への開示手続きにつきましては、経営企画部 IR課を通じて迅速に開示するよう努めております。

